

失業等給付の受給手続きのご案内

失業等給付の受給手続きは、ハローワークの開庁時間内に、原則、**お住まいを管轄するハローワーク**へ来所いただく必要があります。

開庁時間 : 平日 8:30~17:15
(土日祝は閉庁日となります)

手続きには、一定の時間を要しますので時間的に余裕をもってお越しください。(夕方は16時頃まで)

今回は、一定期間に多くの方が来所される見込みです。また、大型連休も重なり、窓口がかなり混雑すると予想されます。そのため、一部のハローワークでは、混雑緩和や待ち時間短縮のため体制を強化して受給手続きの受付を行いますので、**可能な限り体制を強化している日時にお越しいただくようお願いいたします。**なお、体制強化を行うハローワークと日時は、裏面の一覧表でご確認ください。

1. 書類の準備

以下の書類を準備してください。

①離職票ー1・2 (データが届いた場合は、印刷してお持ちください。)

②指定口座確認書類

本人名義の預金通帳又はキャッシュカード

③本人・住居所確認書類

マイナンバーカード又は運転免許証

上記をお持ちでない場合は以下2点

国民健康保険資格確認書・健康保険資格確認書・年金手帳・
住民票写し・官公署から発行された身分証明書 など

④マイナンバー確認書類 (コピー不可・確認後返却)

通知カード・個人番号が記載された住民票写し など

*上記③でマイナンバーカードを提出される方は不要です。

⑤写真 (タテ3.0cm×ヨコ2.4cm)

65歳未満の方は2枚・65歳以上の方は1枚

*上記③でマイナンバーカードを提出する場合は不要です。

⑥障がい者手帳をお持ちの方はその手帳

手帳の交付を申請中の方は申請していることが分かる書類

2. 来 所

原則、**お住まいを管轄するハローワーク**へお越しください。

なお、手続きは予約制ではありません (来所順でのご案内)。

3. 求職登録

以前にハローワークを利用されたことがある方は、「ハローワーク受付票」をお持ちください。

*以下のハローワークでは、体制を強化している日時にお越しく下さい。

*以下に記載のないハローワークは、表面の開庁時間にお越しく下さい。

	所在地・電話番号	管轄区域	体制強化日時
ハローワーク 大阪東	〒540-0011 大阪市中央区農人橋 2-1-36 ピップビル TEL 06-6942-4771	天王寺区 東成区・生野区 城東区・鶴見区 中央区の一部 (※1)	受付：3階会議室 ・5月1日(金)13:00~16:00 ・5月7日(木)9:00~16:00
ハローワーク 梅田	〒530-0001 大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16階 TEL 06-6344-8609	北区・都島区 福島区・此花区 西淀川区・旭区	受付：16階総合案内 ・5月7日(木)13:00~16:00 ・5月8日(金)13:00~16:00
ハローワーク 大阪西	〒552-0011 大阪市港区南市岡 1-2-34 TEL 06-6582-5271	西区・港区 大正区・浪速区 中央区の一部 (※2)	受付：3階大会議室 ・5月8日(金)13:00~15:00
ハローワーク 淀川	〒532-0024 大阪市淀川区十三本町 3-4-11 TEL 06-6302-4771	淀川区・東淀川区 吹田市	受付：3階16番窓口 ・5月7日(木)8:30~16:00 (12:00~13:00は昼休憩)

(※1) 中央区のうちハローワーク大阪東の管轄

安土町、淡路町、和泉町、糸屋町、今橋、上町、内淡路町、内久宝寺町、内平野町、内本町、大阪城、大手通、大手前、瓦町、神崎町、北久宝寺町、北新町、北浜、北浜東、久太郎町、高麗橋、粉川町、石町、材木町、島町、十二軒町、城見、船場中央、玉造、釣鐘町、天満橋京町、常盤町、徳井町、道修町、農人橋、博労町、馬場町、東高麗橋、平野町、備後町、伏見町、船越町、法円坂、本町、本町橋、松屋町住吉、南久宝寺町、南新町、南本町、森ノ宮中央、鎗屋町、龍造寺町、谷町1~5丁目

(※2) 中央区のうちハローワーク大阪西の管轄

安堂寺町、上汐1~2、上本町西、瓦屋町、高津、島之内、心齋橋筋、千日前、宗右衛門町、道頓堀、東平、中寺、難波、難波千日前、西心齋橋、日本橋、東心齋橋、松屋町、南船場、谷町6~9丁目

絆グループ離職者向け 公式LINEアカウント

離職者の方に向けた情報発信をしていきますので、二次元バーコードを読み込むかID検索 (@633ysmvk) によりLINEの友だちに追加をお願いします。

